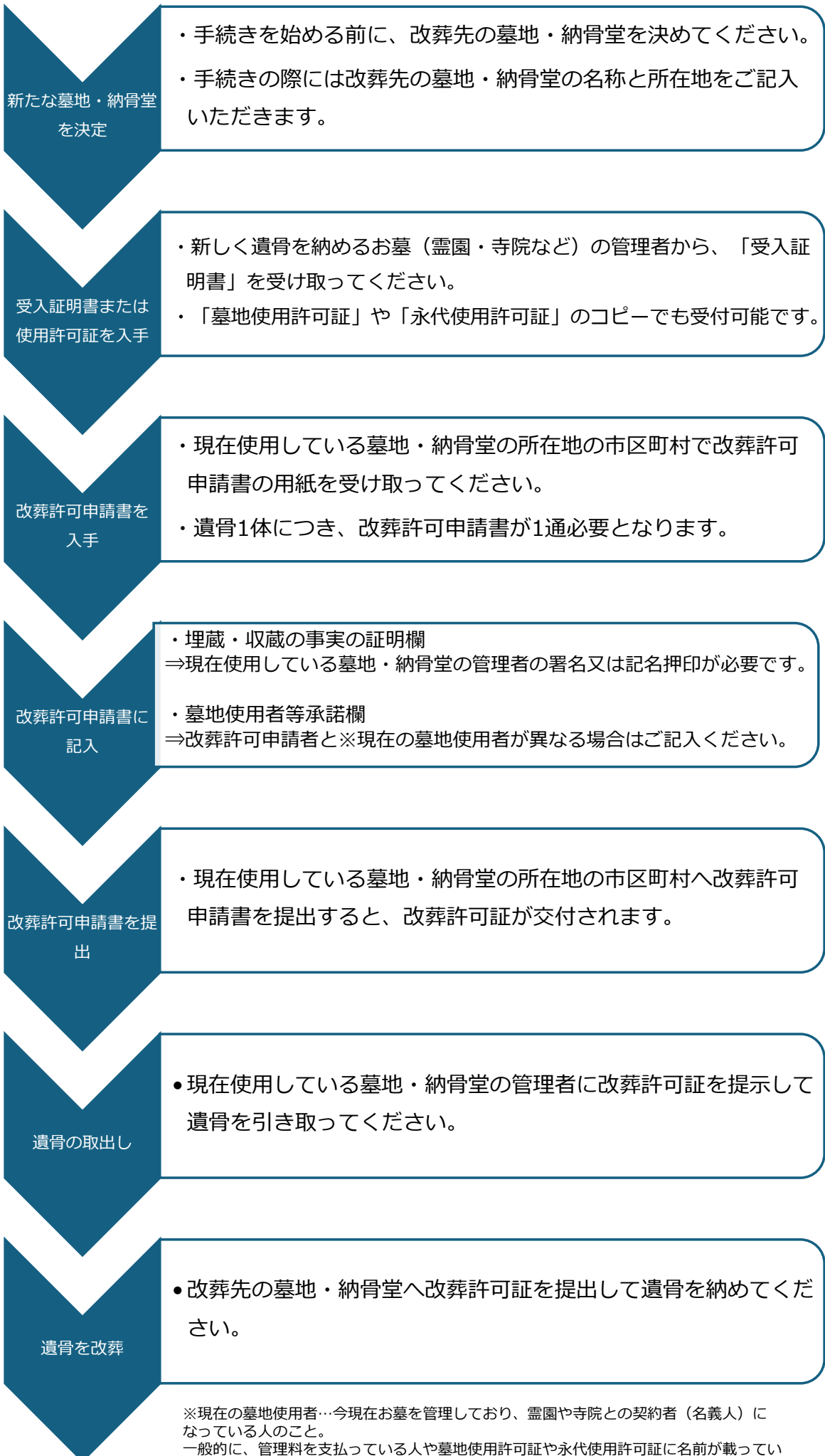


# 改葬許可申請の手順

現在のお墓（遺骨）を別の場所へ移動（墓じまい・引っ越し）する際に必要な手続きです。



※現在の墓地使用者…今現在お墓を管理しており、霊園や寺院との契約者（名義人）になっている人のこと。  
一般的に、管理料を支払っている人や墓地使用許可証や永代使用許可証に名前が載っている人がこれに該当する。

# 改葬許可申請に必要なもの

## 改葬許可申請書

- 市民課窓口でお渡しします。
- 輪島市のホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

## 現在の墓地使用者等の承諾書

- 墓地使用者等承諾欄に記入してください。墓地使用者等が改葬許可申請者本人の場合は不要です。

## 改葬先の墓地・納骨堂等の受入証明書や使用許可証

- 墓地使用許可証や永代使用許可証でも受付可能です。

## 死亡者の戸籍（除籍）全部事項証明書または火葬許可証の写し

- 死亡（埋葬されている）者の死亡日など、死亡確認ができる死亡者本人の戸籍（除籍）全部事項証明書を、市区町村の窓口で交付してもらってください。
- 改葬許可申請をされる方（申請者）の本籍が、市外の場合は、申請者と死亡者の縁故を証明するものとして、申請者の戸籍謄本も必要になります。
- 死亡者の本籍地や火葬許可証の発行場所が輪島市の場合は不要です。

## 本人確認書類

- 運転免許証・マイナンバーカード等をご提示ください。

## 委任状

- 改葬許可申請者の代理人が手続する場合は必要です。

## 手数料

- 一通300円です。

## 郵送による申請の場合

- 郵便請求の場合は、上記に加えて、本人確認書類の写し及び切手を貼付した返信用封筒も同封してください。
- 手数料は定額小為替または現金書留でお願いします。